

高齢者施設を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

高齢者施設における感染予防について（通知）

高齢者施設の従事者の皆様におかれましては、コロナ禍の厳しい状況が続く中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

県内の高齢者施設においても、令和4年1月以降、オミクロン株によるクラスター事案が複数発生している状況です。専門家チーム（感染管理認定看護師等）がクラスター発生施設に対して感染予防対策等の現地調査等を行った際のアドバイスについて、下記のとおり、とりまとめましたので、各高齢者施設におかれては、改めて職員等への注意喚起をお願いします。

また、PCR検査等の実施を促進するため、令和4年2月10日から「社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金」の更なる制度拡充を行っておりますので、こちらも御活用下さい。（制度の拡充内容の詳細については、別途通知します。）

（担当）介護保険・施設担当 秋本 （電話）0857-26-7860

記

（感染拡大防止のための注意点）

1 職員の体調管理

- ・ 職員の健康管理を徹底し、少しの発熱、喉の違和感、倦怠感などの体調不良があった場合には、直ちに出勤を取り止め、早めにPCR検査等を行って下さい。
※ クラスター事案の中には、職員が3回目のワクチン接種後の副反応と体調不良を誤認していた事例もありました。副反応とそれ以外の体調不良を判別することは困難ですが、施設内での感染拡大を防止するためには、感染予防の徹底に加え、陽性者を早く特定して対応することが重要です。
- ・ 普段から職員の健康管理は行っておられると思いますが、オミクロン株の特徴を踏まえて、当分の間はより一層の警戒をお願いします。

2 施設内の消毒

- ・ 手指用のアルコール消毒液は皮膚の保護剤が入っているため、テーブル、手すり、ドアノブ等の施設内の消毒には使わないで下さい。また、アルコール消毒液の噴霧は吸い込んでしまうと危険ですので、アルコールにしっかり浸した布を使って消毒して下さい。

3 ゾーニング、防護具等（入所系施設において陽性者等を確認した後）

- ・ ゾーニングは誰にでも分かるように、床に色テープを貼るなどして明示するようにお願いします。
- ・ 防護具の着脱方法について、事前に動画等でしっかり確認をお願いします。
- ・ ガウン等の防護具は、着脱する場所に、着脱方法・手順が分かる写真・図を掲示して、姿見等を置いて、適切に着用して下さい。また、防護具を着る場所（グリーンゾーン）、脱ぐ場所（イエローゾーン）はしっかり分けて配置して下さい。